

不利益処分の処分基準

処 分 名		個人施行者に対する認可の取消し		
根拠法令及び条項		土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 124 条第 2 項		
所 管 部 課 名		都市計画部 区画整理課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	土地区画整理法第 124 条第 1 項の規定による命令に従わないときは、認可を取り消すことができる。		
	設定年月日	平成 13 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
	備 考			